

各有料老人ホーム施設長 様
(有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む)

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課長
鹿児島県土木部建築課住宅政策室長

介護保険施設等における事故の報告様式等について（通知）

有料老人ホームにおいて、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、当課へ事故報告書を提出していただいているところです。

このたび、「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会）において、「市町村によって事故報告の基準が様々であることを踏まえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する」とされたことを踏まえ、別添のとおり、厚生労働省から標準となる事故報告様式が示されましたのでお知らせします。

については、事故発生時には、速やかに入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じた上で、下記により報告くださるようお願いします。

記

1 報告対象について

入居者に対するサービスの提供により発生した下記の事故については、原則として全て報告すること。

- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

2 報告内容（様式）について

- (1) 可能な限り別紙様式を使用すること。
- (2) これまで使用している報告様式を改変しての使用を妨げるものではないが、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、別紙様式の項目を含めること。

3 報告期限について

- (1) 第1報は、少なくとも別紙様式のうち、第1から第6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- (2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

4 報告先

- (1) 有料老人ホームに該当する「サービス付き高齢者向け住宅」

鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅企画係

電話 099-286-3740 (直通)

FAX 099-286-5637

E-mail jutaku-y@pref.kagoshima.lg.jp

- (2) (1)以外の有料老人ホーム

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課施設整備係

電話 099-286-2703 (直通)

FAX 099-286-5554

E-mail shi-seibi@pref.kagoshima.lg.jp

原則、電子メールによる提出とする（電子メールによる報告ができない場合のみ、FAX可）。

※ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所となっている有料老人ホーム（介護付き有料老人ホーム）は、保険者（市町村）にも報告をお願いします。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部

高齢者生き生き推進課施設整備係

担当：池田（鹿児島地区，大隅地区）

崎坂（南薩地区，北薩地区）

堀ノ内（始良・伊佐地区，熊毛地区，大島地区）

電話：099-286-2703

鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅企画係

担当：倉内 電話：099-286-3740